

# 就労支援のための合同学習会

## 18歳以降の進路と就労について

～ おとなの支援を中心に ～



横須賀市 福祉部 障害福祉課

1

### 障害者とは

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

#### 【障害の種別】

- ・身体障害・・・視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害、肢体不自由、内部障害（心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸などの機能障害）
- ・知的障害・・・知的な遅れのある人
- ・精神障害・・・精神疾患（統合失調症、うつ病、てんかんなど）で日常生活に障害のある人
- ・難病・・・治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病（361疾患）であって障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である人

2

## 障害者手帳とは

障害者手帳は、障害のある人が取得できる手帳

### 【種別】

- ①身体障害者手帳・・・身体障害者法に基づき、身体障害のある人の自立や社会活動の参加を促し、支援することを目的とした手帳
- ②療育手帳・・・厚生省ガイドラインに基づき、知的障害のある人が一貫した療育・援護を受けられることを目的とした手帳
- ③精神障害者保健福祉手帳・・・精神保健福祉法に基づき、長期に渡り日常生活又は社会生活への制約がある人の社会復帰や自立を支援することを目的とした手帳

3

## 障害者手帳を所持するメリット・デメリット

### メリット

- ・就労支援、障害者雇用枠の利用
- ・税金の軽減
- ・各種サービス利用料の割引・無料 など

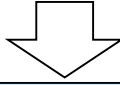
### デメリット

- ・なし

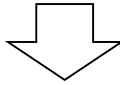
4

## ライフステージに応じた主なサービス利用

未就学児童



学齢児童  
(小・中・高)



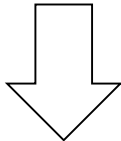
高校卒業後  
(成人期)

5

## ライフステージに応じた主なサービス利用

未就学児童

- ・児童発達支援(福祉型・医療型) ⇒ 療育の必要性
- ・移動支援 ⇒ 家族や事業所による送迎が難しい場合など
- ・障害児相談支援 ⇒ 児童発達支援等を利用するための支援計画



支援シート  
(教育+家庭)



サポートフック  
(教育+福祉+家庭)



障害児支援利用計画  
(福祉+家庭)

学齢児童  
(小・中・高)

- ・放課後等デイサービス ⇒ 生活能力の向上のための訓練等の必要性
- ・日中一時支援 ⇒ 主に放課後等の見守り支援の必要性
- ・移動支援 ⇒ 家族や事業所による送迎が難しい場合や余暇支援など
- ・障害児相談支援 ⇒ 放課後等デイサービス等を利用するための支援計画

支援シート  
(教育+家庭)



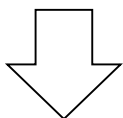
サポートフック  
(教育+福祉+家庭)



障害児支援利用計画  
(福祉+家庭)

6

## ライフステージに応じた主なサービス利用



### 高校卒業後 (成人期)

昼

会社で働く or **福祉サービスを利用する** or 進学する

夜

自宅 or **グループホーム** or 入所施設

7

## 障害のある方が中学校を卒業すると・・・

高等学校

クリエイティブスクール、定時制高校、インクルーシブ教育実践推進校等の利用

養護学校

サポート校等

高等専修学校

8

## 障害のある方の思春期の課題について

### 課題

不登校、引きこもりとなる方も・・・  
統合失調症等の好発時期である点に注意。

### 相談

#### 障害者手帳が障害福祉の相談の基本

- 1 療育手帳は学齢児童期（18歳）までに取得を！
- 2 知的障害を伴わない発達障害では、精神保健福祉手帳の該当になることも

9

## 18歳以降の進路って、どうなってるの？

18歳を超えたら・・・

### 会社で働く

- ・特例子会社で働く
- ・一般の会社、個人商店などで働く

よこすか就労援助センター  
に登録しましょう！

10

(会社で働く)

## どんな会社があるの？どんなふうに通くの？

### 特例子会社

- ・特例子会社とは、障害者雇用の促進を図るために、障害者の雇用に特別な配慮をし、一定の要件が満たされている会社
- ・障害のある同僚と一緒に働いているため孤立感を感じにくい。

### 一般企業 (障害者雇用)

- ・障害者雇用枠での就労とは障害者手帳をもっていることをオープンにして就職すること
- ・障害者であることをオープンにすることで、職場や就労援助センター等支援機関のフォローを受けることができる。

11

## 18歳以降の進路って、どうなってるの？

18歳を超えたら・・・

### 福祉サービスを利用する

- ☆一般就労に向けた訓練を行う  
**(就労移行支援)**
- ☆福祉的な就労を行う  
**(就労継続支援)**
- ☆創作活動や生産活動などを行う  
**(生活介護・地域活動支援センター等)**

サービス利用のための市の調査があります

12

(福祉サービスを利用する)

## 一般就労に向けた訓練を行う場とは？

### 就労移行支援

※ 緑の受給者証が必要

- ・一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
- ・求職活動に関する支援やその人の適性に応じた職場の開拓、就職後における職場定着のための必要な支援を行います。
- ・原則2年間の有期限の障害福祉サービスです。
- ・市内には7施設があります。

令和2年10月1日現在

13

(福祉サービスを利用する)

## 福祉的な就労を行う場とは？

### 就労継続支援

※ 緑の受給者証が必要

#### 【A型（雇用型）】 市内に3施設

- ・一般企業での就労が困難な人に、雇用契約を結んで、働く場を提供します。
- ・原則として、最低賃金が適用されます。
- ・利用開始時に65歳未満であることが必要です。

#### 【B型（非雇用型）】 市内に23施設

- ・一般企業等での就労が困難な人に、働く場や生産活動の機会を提供します。雇用契約は結びません。
- ・作業内容に応じて、工賃が支払われます。

令和2年10月1日現在

14

(福祉サービスを利用する)  
**創作活動や生産活動を行う場とは？**

**生活介護**

- ※ 緑の受給者証が必要
- ※ 障害支援区分の認定

- ・入浴、排せつ、食事などの日常生活上の支援を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
- ・作業内容に応じて、**工賃**が支払われる場合があります。
- ・市内には33施設があります。

生活介護を利用するには、**障害支援区分の認定(区分3～6)**が必要になります。(障害支援区分の認定には、**医師の意見書**が必要)

令和2年10月1日現在

15

(福祉サービスを利用する)  
**創作活動や生産活動を行う場とは？**

**地域活動支援センター又は地域作業所**

- ※ 受給者証は不要

- ・創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流なども行います。
- ・作業内容に応じて、**工賃**が支払われます。

地域活動支援センター又は地域作業所のみ利用する場合は、**受給者証は必要ありません。**

16



## 18歳以降の進路って、どうなってるの？

18歳を超えたら・・・

### 進学する

- ・大学、専門学校等へ進学する
- ・**職業訓練校**へ進学する

17

## グループホームとは？

18歳以降

昼	会社で働く or <b>福祉サービス</b> を利用する or 進学する
夜	自宅 or <b>グループホーム</b> or 施設入所

共同生活援助  
(グループホーム)

※ 緑の受給者証

- 一軒家やアパートで**4～6人**で一緒に暮らします。
- 掃除、洗濯、食事の準備をしてくれたり、色々な相談にのってくれる**世話人さん**がいます。
- 昼は、会社で働いたり、福祉サービスを利用
- 平日の夜、休日の昼と夜は、グループホームで過ごします。
- **食費、電気代、水道代、家賃などの支払いが必要**
- 市内には70施設があります。

令和2年10月1日現在

18

## 障害年金について

### 20歳になったら、年金がもらえるの？

- **障害基礎年金**という年金がもらえる**可能性があります**。
- **1級**の年金は、ひと月で約**8万1千円**  
**2級**の年金は、ひと月で約**6万5千円**
- 状態によって、**年金をもらえる人ともらえない人**がいます。
- 20歳前傷病による障害基礎年金には、**所得制限**があります。
- 申請には、**医師の診断書**などが必要になります。
- 詳細や手続きについては、**お住いの市役所の年金担当窓口**にご相談ください。

横須賀市役所の相談窓口は、窓口サービス課 国民年金係 です。  
ご相談にあたっては、事前の電話予約(046 - 822 - 8235)を  
お願いします。